

四〇・九・一

（日韓請求権条項と在韓私有財産等に対する国内補償問題）
 第二条₃で日本国民の財産等に対する措置及び日本国民のすべての請求権に関して、いかなる主張もすることができないこととなれば、これらの私有財産に対する国内補償の問題が生ずることとならないか。

第二条₃は、現存する実体的権利に対し相手国において執られる国内措置についていかなる主張もしないこと及び協定署名前の事由に基づく相手国に対するすべてのクレームを放棄することを定めたものであるが、日本国民に対する国内補償の問題は、次の理由により生ずることはないと考ええる。

(1) 第二条₃の規定

第二条₃前段にいう措置の対象となる日本国民の在韓財産権に

2

については、韓国による措置が執られた場合、日本国として文句を
いわないこと、すなわち、この協定がなければ両国間の交渉の主
題として国際法上韓国に対して提起することができりかなる申
入れをも行なわないことを約束することとなる。いかえれば、
第二条3前段の規定は、韓国による国内措置の結果生じうべき国
家間の国際法上の権利義務関係を規律するものである。しかしな
がら、韓国が国内措置を執るときは、当然に私有財産の処理がな
されることになるのであるから、その措置には財産を没収するこ
とも含まれることはいりまでもない。

もつとも、日本国民の在韓財産権で第二条3にいう措置の対象
となりうるものは存在しないと思われる（注）から、在韓財産に
ついて実際に第二条3の規定が働くのは、末段の請求権（クレ
ム）についての主張がなされえないとされている規定のみである
と考えてさしつかえない。この規定によつて、わが国は、日本国

民の請求権（クレーム）について、国家間の問題として韓国に対していかなる主張も提起しないことを約束することになる。

（注、在韓財産のうち、三十八度線以南の分は一九四五年の軍令三十三号により没収され、平和条約第四条によつて効力を承認しており、三十八度以北の三角地帯の分は北鮮により没収された後一九五三年の休戦協定の後韓国政府が処分した。ただし、だ捕された漁船については後記参照）

(2) 外交保護権の放棄と補償問題

右に述べた第二条の規定の意味は、日本国民の在韓財産に対する韓国の措置又は日本国民の対韓クレームについては、国が国際法上有する外交保護権を行使しないことを約することであるが、一般に外交保護権は、国際法上、国際法の主体たる国に認められた固有の権利であり、きわめて高度の政治的判断によりその行使、不行使が決められるものであつて、国はその判断について自国民に対し補償の義務を負うべき限りではない。

(3) 憲法第二十九条三項との関連

第二条³により韓国が執る措置の対象となる日本国民の私有財産権については、当該措置が執られた結果権利が消滅することとされたときは、その財産権の消滅はこの協定によつて直ちに行なわれるのではなく、相手国政府の行為（措置）によつてなされることとなる（規定の直接の効果は、前記のとおり日本政府をして外交保護権を行使しえない地位に立たせることとなる。）。換言すれば、その財産権の処理は、日本国の法律によらずして日本国の主権が及ばない外国の法律の適用を受けるものであるから、憲法第二十九条三項の問題とはならないと考えられる（平和条約第十四条に関する従来国会答弁と同じ。）。また、請求権問題の戦後処理の方式として、いわゆる積み上げ方式をとらずに第二条³のごとく相互に措置を執る方式によつたのは、交渉の経緯上それ以外の途がなかつたからであり、国民の財産権を相殺して請求権

を解決したということではないから、国が払うべき債務の支払に国民の財産を当てたことにはならない。

なお、在韓財産であつて実体的権利としてこの協定署名の日に韓国にあるものは前記のとおりまず存在しないと認められるから、憲法第二十九条との関係において財産没収等の措置による補償問題が生ずる可能性はもともと発生しないと考えられる。

(4) だ捕漁船の問題

だ捕漁船に係る日本国民の財産権は韓国の国内法上は、すでに没収の結果現存しないものとなつていと認められるので、もつばら第二条の末段のクレームの問題となる。(もつとも、だ捕された漁船のうち、韓国裁判所において没収判決がいまだ確定してないものがあるが、これについて没収ないし権利の消滅の措置が執られても、第二条の前段により、その措置について日本としては抗議をなしえないということになる。)

だ捕漁船に関しては、この規定により、日本国として韓国のだ

捕行為に基づいて生じた日本国の請求権を放棄する結果、船主等が韓国の没収処分に対する請求を提起した際の外交保護権を行使しない約束をするわけである。すなわち、これらのだ捕漁船の処理は、一般日本財産の場合と同様に日本国の法律によらずして外国の法律の適用によるものであるから、憲法二十九条三項の問題とはならない。損害を受けた国民に対し、どのような救済の措置を執るかは政策上の配慮により慎重に検討すべき問題である。

(5) いわゆる米國解釈との関連における考慮の問題

今回の請求権問題の処理に当たつて、米國解釈との関連において在韓財産の処分について考慮が払われたか否かについては、今回のような解決方式が採られた当然の帰結として、財産、請求権の具体的な評価が行なわれなかつた。すなわち、米國解釈にいう関連性の問題は、結局、「韓国内の日本資産を韓国政府が引き取つたことにより、日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定」が特別

取極に含まれるであろうということであるが、ここに予見されているような特別取極自体がつけられず、これを棚上げするような解決方式がとられた次第であるから、いわゆる関連性の問題も取り上げられる場がなかつた次第である（しかし、経済協力を供与し、これと併行して請求権問題を最終的に解決するとの方式を決定するに際しては、この米国解釈の点も十分念頭に置いていた次第であり、その意味においては、米国解釈における関連性の問題に対する考慮は今回の合意において払われたということができるといえる。

（注 韓国側においては、八月十日の同国国会特別委員会での質疑応答中、張経済企画院長官は、「民間人の対日請求権は確實な根拠さえあれば補償する方針である。」旨を述べている。）